## 鹿屋体育大学学則第34条に定める卒業に関する申合せ

 平成28年3月15日

 学長裁定

 改正平成29年11月9日

 平成31年4月19日

 令和3年7月1日

この申合せは、鹿屋体育大学学則(平成16年規則第2号)第34条に規定する卒業(以下「早期卒業」という。)の取扱いについて定めるものである。

- 1 早期卒業を申請することができる者は、次の各号の要件のすべてに該当する者とする。
  - (1) 2年次末までに90単位以上の単位を修得していること。
  - (2) 2年次末までに履修登録した授業科目の GPA 評価が3.5以上であること。
- 2 前項に定める申請は、3年次前期履修登録開始日の前日までに次の各号に掲げる書類を 添えて、学長に願い出なければならない。
  - (1) 早期卒業に関する申出書(別紙様式)
  - (2) 成績証明書
  - (3) 卒業研究の概要 (プロポーザル)
- 3 早期卒業申請者に対する審査は、第2項の要件を満たす者について、指導予定教員の面接結果、学業成績、卒業研究の概要等を総合して行うものとする。
- 4 早期卒業の認定は、次の各号の要件のすべてに該当する場合に限り行うことができる。
  - (1) 在学期間が3年間に達していること。
  - (2) 3年次末までに卒業要件の124単位を修得していること。
  - (3) 3年次末までに履修登録した授業科目の GPA 評価が3. 5以上であること。
  - (4) 3年次末までに卒業研究を提出し、合格していること。
  - (5) 学生が3年次卒業を希望していること。
- 5 早期卒業申請予定学生は、2年次においてゼミナール I を履修することが望ましい。
- 6 この申合せに定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

- 1 この申合せは、平成28年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋体育大学学則第34条に定める卒業に関する申合せ(平成14年3月14日教授 会決定)は、廃止する。

附 則 (平29.11.9)

- 1 この申合せは、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前入学生の鹿屋体育大学学則第34条に定める卒業に関する申合せ(平成28年3月15日学長裁定)は、廃止する。

附 則(平31.4.19) この申合せは、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令3.7.1) この申合せは、令和3年7月1日から施行する。

## 早期卒業に関する申出書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

課程学年学籍番号氏名(署名)

早期卒業を希望しますので、必要書類を添えて願い出ます。

記

1.	希望理由(今後の進路を含め具体的は	こ記入すること。)
2.	卒業研究指導予定教員名	(署名)
3.	添付書類 (1) 成績証明書 (2) 卒業研究の概要 (プロポーザル)	

※修得単位数	単位
※GPA 評価	

(注)※欄は、記入しないこと。